

広島県告示第八百三十一号

平成二十四年広島県告示第七十五号で命じた次の区域に係る腐蛆<sup>そ</sup>病のまん延を防止するた  
めの蜜蜂、巣箱、巣ひその他の腐蛆<sup>そ</sup>病の病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出  
入禁止措置は、平成二十四年十月十九日に解除した。

平成二十四年十一月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

安芸高田市向原町戸島、甲田町上小原